

# 大和市立桜丘小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月策定

令和6年4月改定

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

### (いじめの定義)

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要であり、けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

### (いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってはけません。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、特定の教職員だけで抱え込まず、組織的に適切かつ迅速にこれに対処し、いじめの「解消」及び再発防止に努めます。

その際、いじめ「解消」の定義を、「①いじめに係る行為の解消 ②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと」とし、解消までの継続的な支援を徹底します。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組み

- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・ 思いやりの心をもって自分や友達の良さを認め合える学級・学年・学校づくりに努めます。
- ・ 児童会を中心としたいじめ防止啓発活動を支援します。（あいさつ運動、学校見直しキャンペーン等）
- ・ 家庭との連絡を密に取り、教職員と児童・保護者との信頼関係構築に努めます。
- ・ 交流活動や行事等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。

## (2) いじめの早期発見のための取組み

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
  - ① 児童対象いじめアンケート調査 年2回（6月、11月）
  - ② 学級担任による児童からの聴き取り調査 年2回（6月、11月）
- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
  - ① 相談員の活用
  - ② いじめ情報の集約
- ・ 保護者や地域からの情報が得やすい環境づくりに努めます。
- ・ 相談・通報のあった事案は、「児童支援会議」及び「いじめ防止対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

## (3) いじめの早期対応・いじめの解消の取組み

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と安全の確保を行うとともに、いじめを行った児童への適切かつ毅然とした指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・ いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせるなどの措置を講じます。
- ・ いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせるよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

## (4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、LINEなどのSNSにおけるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル教育及び研修会等必要な啓発活動を行います。また、相談や通報があった場合は、速やかに掲載情報を確認し関連機関の協力を得ながら、インターネット上の情報の削除依頼等を行います。

## (5) 児童の状況に応じた支援・指導の徹底

特に配慮が必要な児童(※)について、当該児童への適切な支援や保護者との連携、周囲の児童への指導の重要性を認識し、積極的に取り組みます。

(※) 発達障害を含む、障がいのある児童、外国につながる児童、性同一性障害に係る児童や「性的マイノリティ」とされる児童、事情により避難している児童などを含む。

### 3 いじめ防止等に関する校内組織の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「児童支援会議」を月に1回程度、開催します。

また、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、「いじめ防止対策委員会」会議を緊急開催します。

#### (1) 「児童支援会議」※企画会で行う

構成：管理職、児童支援・指導部総括教諭、児童支援中核教諭、養護教諭※必要に応じて  
活動内容：いじめの未然防止及び早期発見に関すること

#### (2) 「いじめの防止等対策委員会」

構成：管理職、児童支援・指導部総括教諭、児童支援中核教諭、養護教諭  
児童支援・指導部、当該学年全教諭、学年代表教諭

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

#### 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

### 4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「いじめの防止等対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

#### (1) 「いじめの防止等対策委員会」の構成

管理職、児童支援・指導部総括教諭、児童支援中核教諭、養護教諭

児童支援・指導部、当該学年全教諭、学年代表教諭

※ 事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

#### (2) 「いじめの防止等対策委員会」の活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・大和市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

### 5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点に関することを学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること

# 大和市立桜丘小学校いじめ対応フローチャート

## 学 校

### 日常的な取り組み

- ・ いじめを許さない集団づくり
- ・ 心のアンテナを高くし丁寧な観察
- ・ 面談やアンケートの実施
- ・ 学校・家庭・地域の連携推進

### いじめの気づき・発見・訴え

### 校内対策チームによる迅速な対応

#### 「児童支援会議」

管理職、児童支援・指導部総括教諭、  
児童支援中核教諭、養護教諭

#### 「いじめの防止等対策委員会」

児童支援会議メンバー、児童支援・指導部、  
当該学年全教諭、学年代表教諭

### 正確な事実確認

子どもからの聞き取り家庭・地域との連携

### 重大事態

#### いじめの防止等対策委員会

- ・ 市教育委員会への報告
- ・ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿った調査
- ・ 保護者等への説明

校長・教頭

全職員への報告  
正確な情報と現状認識の共有化

ケースにより、取材対応の窓口の一本化について校内で確認、指導室とも連絡を取り合う

- ・ 加害児童への指導
- ・ 被害児童・保護者への謝罪の場を設定

- ・ 被害を受けた児童の心のケアに留意
- ・ いじめを繰り返さないための配慮や見守り
- ・ 加害児童の新しいスタートを支援
- ・ 継続した丁寧な指導

### 教育委員会の取り組み

- ・ 研修会、担当者会、フォーラム等の中で、いじめのない学校づくりを推進
- ・ いじめに関する調査と状況把握
- ・ 保護者、教員からの相談窓口を設置し、相談を受けて対応
- ・ 必要に応じてメッセージ等を発信

### 関係機関

#### 指導室

- ・ 学校からの報告、家庭からの相談を受け、学校と家庭の調整。
- ・ **必要に応じて指導主事を派遣**
- ・ 当該校の指導体制、事案の経過確認、および指導助言。関係機関と連絡調整
- ・ 状況によっては出席停止の措置検討。

#### 青少年相談室

- ・ 相談員によるカウンセリング
- ・ スクールソーシャルワーカーによる家庭への支援
- ・ 心理診断等

#### 警察

- ・ 学校と警察との連携制度活用
- ・ 事件相談
- ・ 被害届の受理と対応
- ・ 少年相談・保護センターでの相談・指導

#### 児童相談所・家庭こども相談担当

- ・ 家庭、本人の相談、支援

#### 医療機関

- ・ 医療ケアの実施とアドバイス
- ・ 心理診断やカウンセリング

状況により、関係機関による**スクールサポートチーム**を編成し、学校に派遣する。

報告

連携